

世帯人員の確認等について

住宅防音工事は、一部の工事を除き、居住している方の人数に応じて補助対象となる居室数を決定しているため、平成19年度までは、交付申込書に住民票等を添付していただき、国は現地調査と合わせて居住状況を確認していましたが、より適正に事業を行うため、平成20年度からは、以下の方針により、世帯人員の確認等を行うこととしました。

全ての方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「今後の転出の可能性」を確認します。
- これらを踏まえ助成の可否を判断します。

交付申込書提出日の3ヶ月前までに転入してきた方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の可能性」を確認します。
- これらを踏まえ助成の可否を判断します。
- 助成の手続きを開始することとなった場合は、
 - ①交付申請書の提出時に、改めて住民票等を提出していただきます。
 - ◇国は、世帯人員を確認するなど、十分な審査を行ったうえで、補助金の交付決定を行います。
 - ◇なお、全部又は一部の方が転出された場合（転出を予定されている場合を含みます）、また、結婚や出生等により世帯人員が増加した場合については、補助対象となる居室数が変更となることがあります。
 - ②実績報告書の提出時に、改めて世帯人員報告書を提出していただきます。
 - ◇国は、世帯人員の確認のため、自治体より住民票を取得し、また、現地調査を行うなど、十分な審査を行ったうえで、補助金の額の確定、支払いを行います。

交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方について

- 提出していただく住民票等と現地調査により居住状況を確認します。
- 現地調査において「転入理由」及び「今後の転出の可能性」を確認します。
- 交付申込書提出日の1ヶ月前までに転入してきた方は、結婚や出生等、戸籍の変更が伴う転入の場合を除き、補助対象となる居室数の決定に係る世帯人員の対象となりません。

なお、住宅防音工事を希望する住宅に、住んでいない方の住民票を移すなどして世帯人員を偽り、本来、防音工事の対象とならない居室について補助金の交付を受けた場合には、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。